

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成30年4月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
情報共有システム移行・バージョンアップ作業及び保守ライセンス契約一式の変更契約	H30.4.9	26,428,109	随意	26,428,109	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区港南2-15-3品川インターシティC棟 株式会社富士通マーケティング	
次世代インフラ構築プロジェクト「B-2財務会計編」に関する契約等の再延長契約	H30.4.30	5,333,286	随意	5,333,286	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区三田1-4-28 NECネクサソリューションズ株式会社	
立替金償還滞納者に対する督促状等発送、集金代行業務一式(延長契約)	H30.4.1	18,852,588	随意	18,852,588	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	岐阜県岐阜市日置1-58 株式会社電算システム	
「判例秘書INTERNET」利用契約	H30.4.1	3,732,480	随意	3,732,480	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
「TKCロライブラリー」利用契約	H30.4.1	2,505,600	随意	3,199,776	78.31%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都新宿区揚場町2-1軽小坂MNビル5階 株式会社TKC	
Westlaw Japan加入契約	H30.4.1	2,544,048	随意	3,181,939	79.95%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区西新橋3-16-11愛宕イーストビル4階 ウェストロー・ジャパン株式会社	
第一法規情報総合データベースサービス使用契約	H30.4.1	1,503,360	随意	2,288,736	65.69%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区南青山二丁目11番17号 第一法規株式会社	
業務統合管理システム等の再構築委託契約の変更契約	H29.7.1	920,964,870	随契	920,964,870	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都港区三田1丁目4-28 NECネクサソリューションズ株式会社	
人事・給与・勤怠システム (COMPANY)ソフトウェア保守業務一式に係る延長契約	H30.1.31	37,368,142	随意	37,368,142	100.00%	契約の性質又は目的が競争に適しないため。	東京都赤坂1-12-32 株式会社ワークスアプリケーションズ	
広島地方事務所借上宿舍貸賃借契約	H30.4.3	1,801,931	随意	1,801,931	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	広島県広島市中区本川町2丁目1-13 株式会社WAKO	
群馬地方事務所借上宿舍貸賃借契約	H30.4.1	858,900	随意	858,900	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	群馬県前橋市総社町総社3610-5 株式会社KURURU	
宮城地方事務所借上宿舍貸賃借契約	H30.4.27	1,370,792	随意	1,370,792	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
秋田地方事務所借上宿舍貸賃借契約	H30.3.28	879,376	随意	879,376	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	個人名のため公表しない	
合 計		1,024,143,482						

○会計規程
(契約の方法)
第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。
2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。
(入札の原則)
第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行われなければならない。
(指名競争)
第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。
(1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
(2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
(3) その他事業運営上特に必要があるとき。
(随意契約)
第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。
(1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
(2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
(3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
(1) 契約の予定価格が少額であるとき。
(2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則
(随意契約によることができる場合)
第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
(1) ～(6)省略
2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
(1) 外国で契約をする場合
(2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
(3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
(4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)
第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。
(1) 予定価格が250万円を超える工事又は築造
(2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
(3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
(4) 予定価格が100万円を超える役務
(5) 前各号に準じて、理事長が特に必要であると認めたもの